

平成27年3月10日

三重県教育ビジョン
(仮称)
【骨格案】

平成27年3月
三重県教育委員会

目 次

はじめに	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと対象範囲	1
3 計画の期間	1
4 計画の構成	1
第1章 総論	3
1 教育を取り巻く社会情勢の変化	3
2 三重の教育宣言	11
第2章 重点取組方針	12
1 重点取組方針の考え方	12
2 計画期間中に特に注力する課題	12
第3章 基本施策	14
第4章 施策	16
第5章 ビジョンの実現に向けて	17

はじめに

1 策定の趣旨

今、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。人口減少社会、少子高齢社会がますます進展し、子どもたちの数が今後も減少していく見込みです。また、グローバル化やネット社会の進展、スマートフォンの普及が、子どもたちにとって身近になってきているほか、産業構造や雇用環境なども見過ごすことのできない社会の変化となっています。加えて、学力格差と貧困の連鎖、子どもたちの安全確保への対応などの諸課題もクローズアップされています。

このように教育を取り巻く社会情勢が変化していることから、これまで培ってきた三重の教育を大切にしながら（不易）、新たな課題に対して果敢に取り組んでいくこと（流行）が求められています。

三重県では、中長期的な視点から本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す指針である「三重県教育ビジョン」（計画期間：平成 23 年度から平成 27 年度）に基づき、教育にかかる施策を展開してきたところです。これまでの三重の教育を継続して一層推進するとともに、新たな課題に対応するための指針として、新しい教育のビジョンを策定し、取り組んでいきます。

2 計画の位置づけと対象範囲

この教育ビジョンを、教育基本法第 17 条第 2 項に基づいて策定する、三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

計画の対象範囲は、学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）に関することとし、保護者、市町、民間事業者、NPO、団体など、多様な主体と連携して推進する分野（例：家庭・地域の教育力向上）も含めます。

3 計画の期間

10 年先を見据えた 4 年間（平成 28 年度から平成 31 年度まで）とします。

4 計画の構成

教育ビジョンでは、第 1 章の「総論」において、教育を取り巻く社会情勢の変化を整理するとともに、本教育ビジョンの基本理念である「三重の教育宣言」をうたっています。

第 2 章では、「重点取組方針」として、計画期間中に特に注力する取組を位

置づけています。

第3章及び第4章では、「基本施策」及び「施策」を体系化して示しています。

第5章では、教育ビジョンを着実に推進するための進行管理の方法について示しています。

三重県教育ビジョン（仮称）の主な構成

三重の教育宣言

「三重の教育宣言」を実現するため、5つの重点取組方針と、6つの基本施策（29施策）を展開。

重点取組方針

- (1) 学力の向上
- (2) 体力の向上と学校スポーツの推進
- (3) グローカル人材の育成
- (4) 特別支援教育の推進
- (5) 誰もが安心できる学び場づくり

特に注力する取組

基本施策

- 基本施策1 確かな学力と社会への参画力の育成（7施策）
- 基本施策2 豊かな心の育成（5施策）
- 基本施策3 健やかな体の育成（3施策）
- 基本施策4 安全で安心な教育環境づくり（6施策）
- 基本施策5 信頼される学校づくり（5施策）
- 基本施策6 多様な主体による教育の推進と文化財の保護（3施策）

第1章 総論

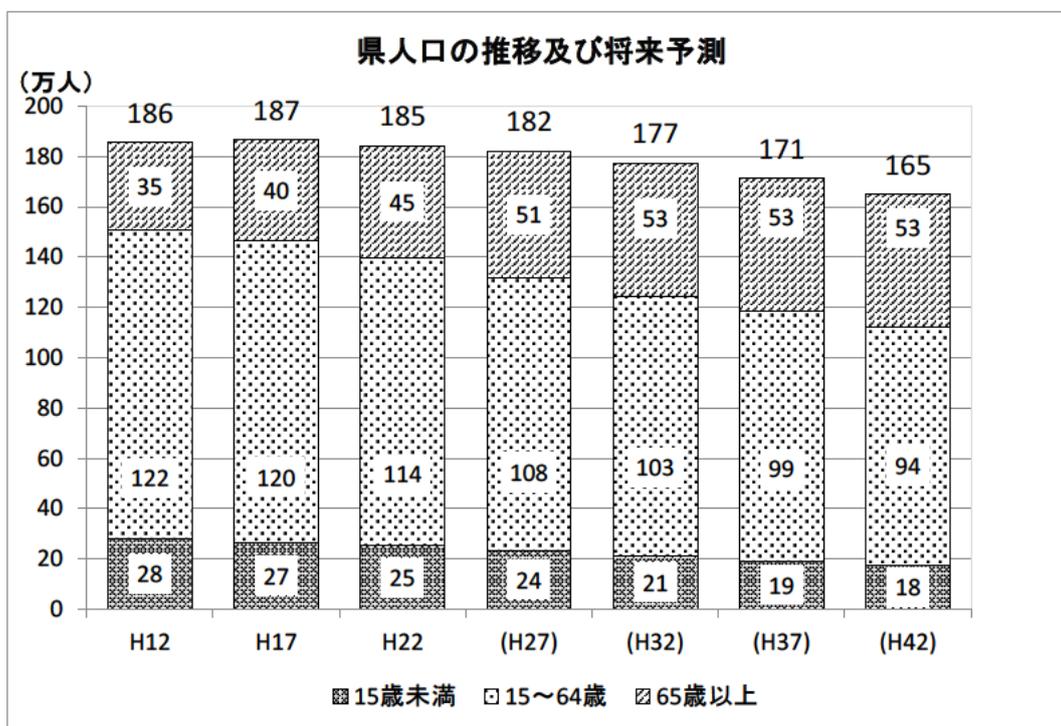
1 教育を取り巻く社会情勢の変化

教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。教育施策を展開するにあたって、見逃してはならない社会の変化を以下に概観します¹。

(1) 人口減少社会、少子高齢社会の進展

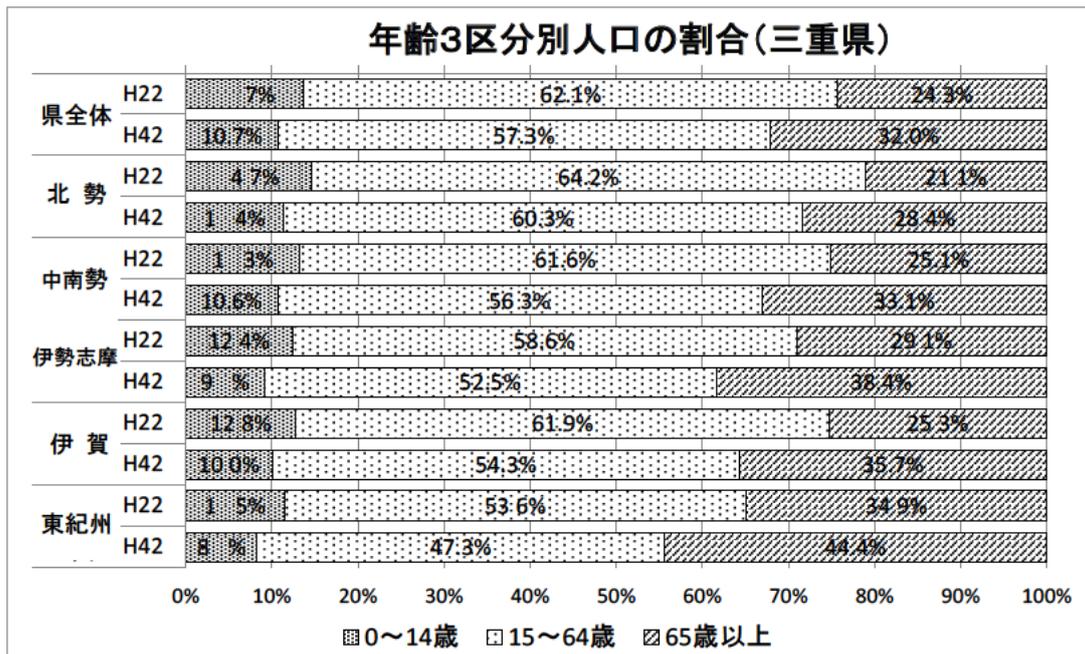
(人口の状況)

- 国立社会保障・人口問題研究所の平成22年推計によれば、我が国の人口は今後減少に転じ、平成42年(2030年)には、平成22年(2010年)人口より約1,144万人少ない1億1,662万人程度になると推計されています。
- 三重県の人口は、平成17年(2005年)の186万6,963人をピークに既に減少に転じており、平成42年(2030年)には、平成22年(2007年)より約20万人少ない165万人程度にまで減少すると推計されています。少子化等による自然減と、進学・就職等による社会減が相まって、県内には、今後、人口減少が著しく進む地域があります。少子化対策とあわせ、学ぶ場の確保など人口流出対策が求められています。



出典：平成22年国勢調査(総務省)、将来推計人口[中位推計](国立社会保障・人口問題研究所)

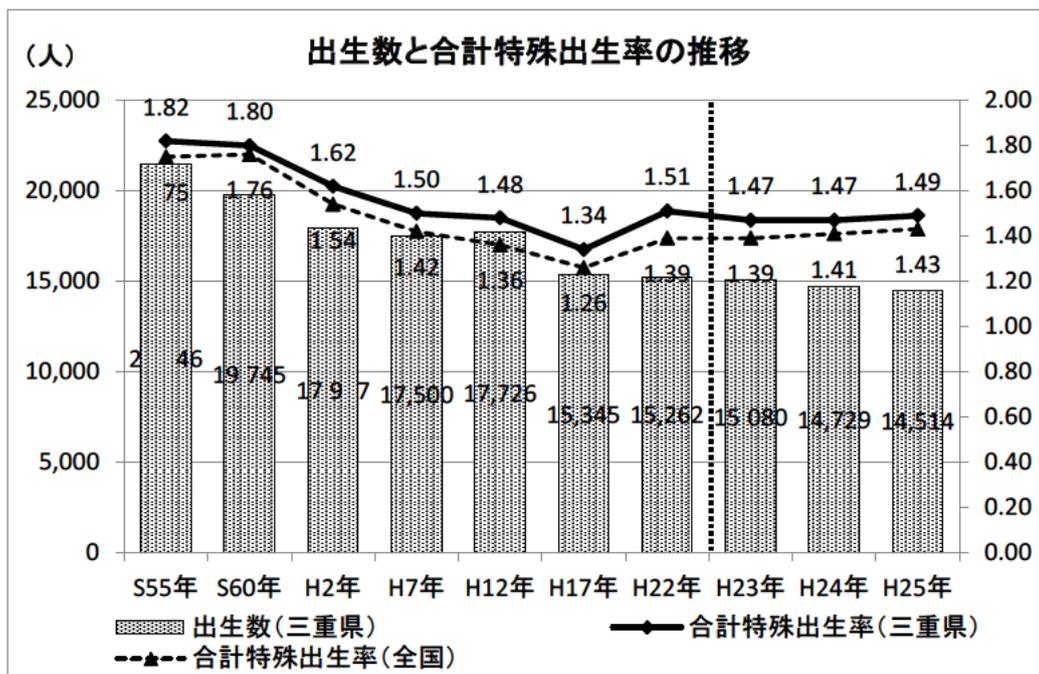
¹ ○は全国の動向、●は三重県の動向を示しています。



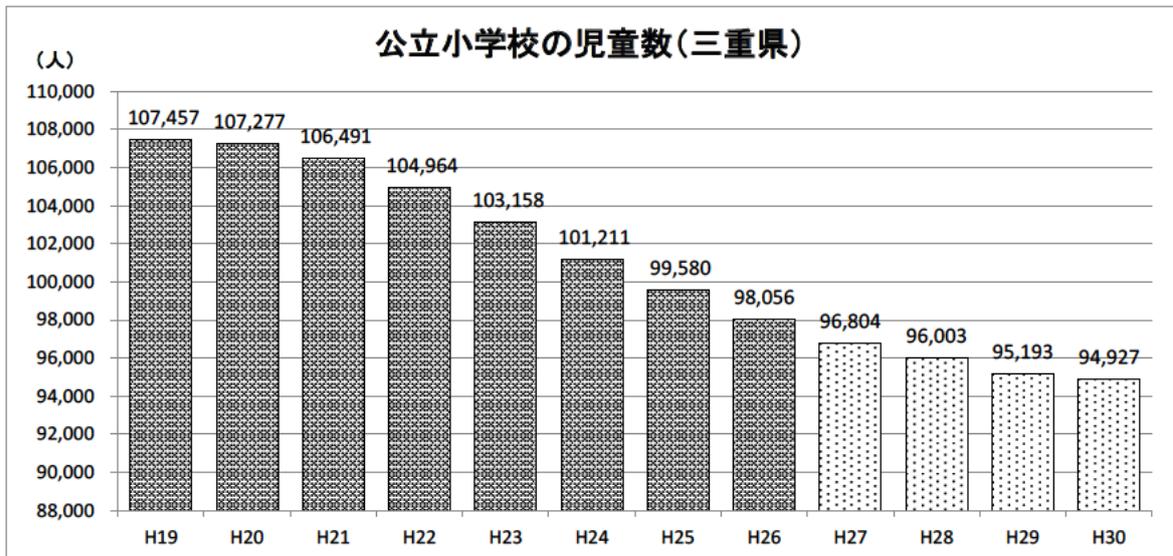
出典：平成 22 年国勢調査（総務省）、将来推計人口[中位推計]（国立社会保障・人口問題研究所）

（合計特殊出生率等の状況）

- 我が国の合計特殊出生率は 1.43（平成 25 年）であり、1.26（平成 17 年）より改善の傾向が見えるものの、少子化に歯止めがかかっていません。
- 三重県の合計特殊出生率は 1.49（平成 25 年）と全国平均より高いものの、依然、少子化傾向が続いています。出生数の減少の影響により、今後、本県の児童生徒数の減少が続くことが見込まれています。



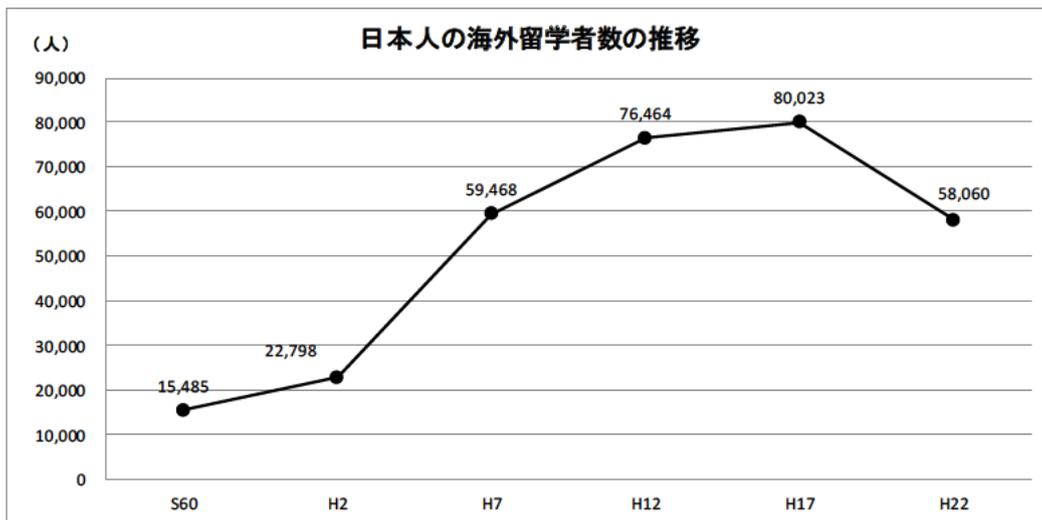
出典：人口動態統計（厚生労働省）



出典：三重県教育委員会調べ
 ※平成 27 年度以降は見込み数

(2) グローバル化の進展

- 経済、産業、文化など多様な面で、グローバル化が進展しており、教育におけるグローバル化への対応が求められています。国においては、グローバルな視野をもった人材を育成するため、留学の促進や、小学校からの英語教育の拡充に取り組むこととしています。



出典：図表でみる教育 (Educational at a Glance) (OECD)

- 三重県では「グローバル三重教育プラン」(平成 26 年 2 月策定)に基づき、グローバル社会において求められる「主体性」「共育力」「語学力」を子どもたちが身につけていくための取組を進めています。

三重県の県立高等学校において、英検準 2 級以上相当の英語力を有すると思われる高校生の割合は 33.7% (平成 25 年 12 月) となっており、留学者数

は減少傾向にありますが、グローバル化の進展を踏まえ、さらなる語学力の向上に取り組む必要があります。

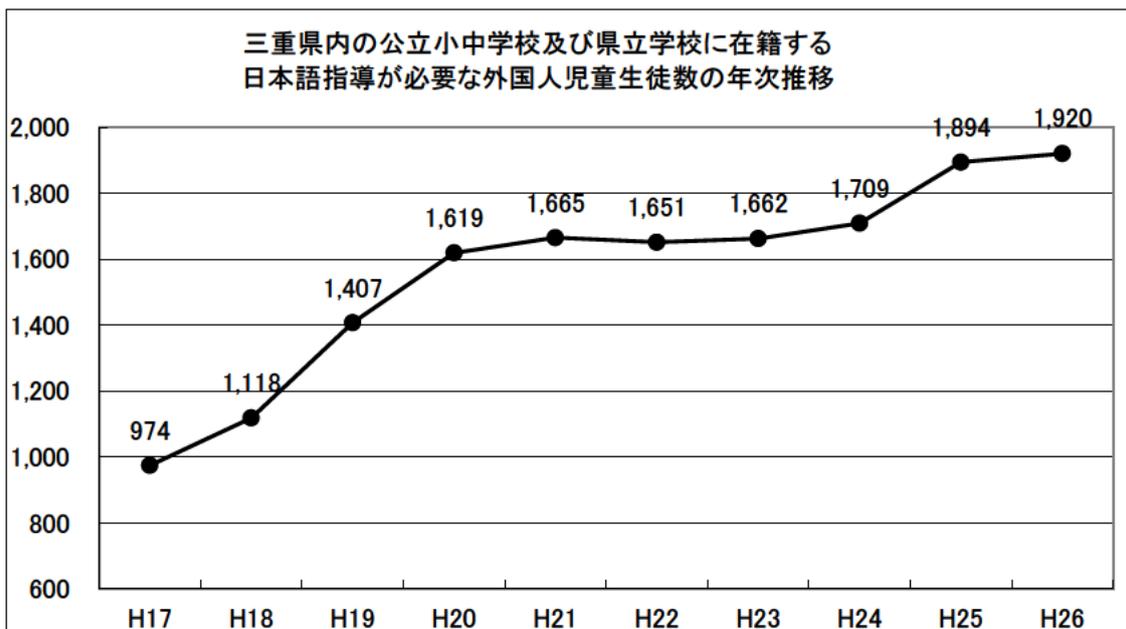
グローバル社会においては、自身の郷土を知り積極的に発信していくことが重要であることから、三重県の中学校では、教材「三重の文化」を活用した郷土教育が行われています。さらに、子どもたちがグローバル社会で主体的に行動する人材となるよう、語学力等に加えて、チャレンジ精神やコミュニケーション能力を身につけることが求められています。

- 三重県における在留外国人数は、約4万3千人（平成25年末）です。在留外国人が県人口に占める割合は、約2.3%（全国3位）となっており、外国人との共生は欠かせないものとなっています。また、公立小中学校、県立学校において日本語指導が必要な外国人児童生徒数も増加傾向にあります。

人口に占める在留外国人割合の高い都道府県

	都道府県名	在留外国人数	人口に占める割合
1位	東京都	407,067人	3.1%
2位	愛知県	197,808人	2.7%
3位	三重県	42,945人	2.3%
4位	大阪府	203,921人	2.3%
5位	岐阜県	45,105人	2.2%

出典：人口推計（総務省）、在留外国人数（法務省）



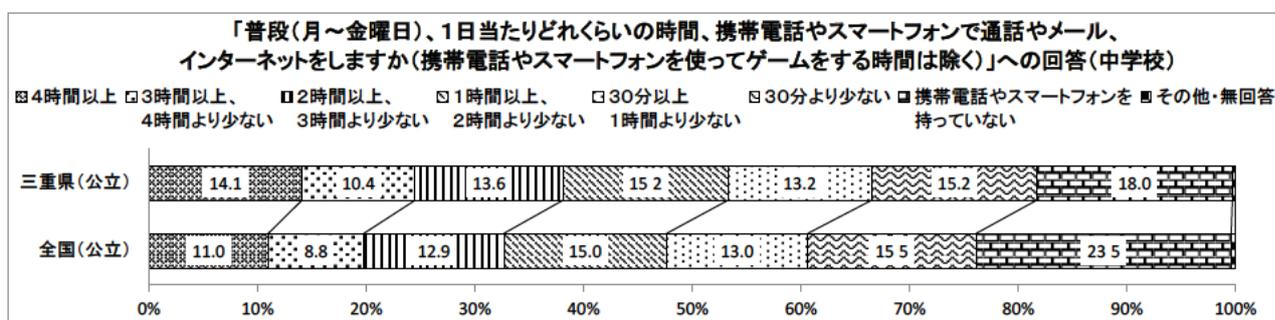
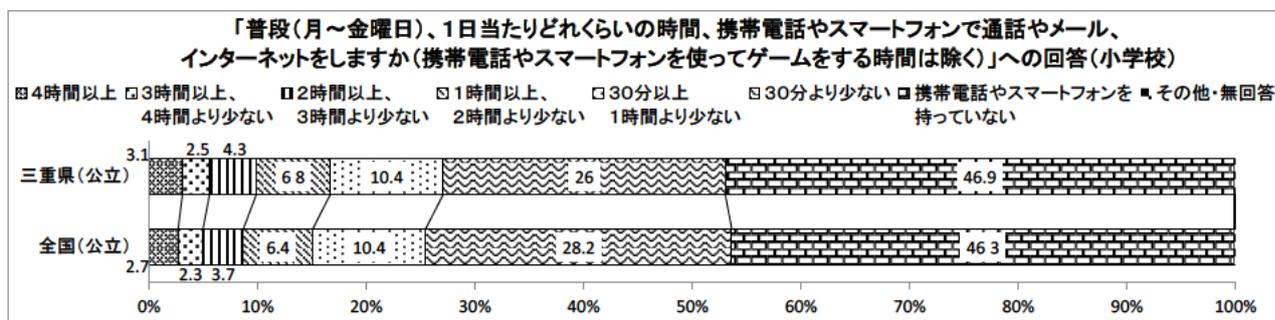
出典：三重県教育委員会調べ

(3) ネット社会の進展

- インターネットの人口普及率は82.8%（平成25年：全国）に達するなど、我が国におけるネット環境が広がっており、ICTは、私たちの生活と切り離せない技術となっています。教育現場においても、電子黒板やタブレットパソコンなどICT技術の導入が進みつつあります。
- 子どもたちの携帯電話やスマートフォンの所有率は約6割（平成25年：全国）に達し、フェイスブックやLINEなど、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）と言われるコミュニケーション手段が児童生徒の生活に浸透しつつあります。

一方で、子どもたちがネットを通じた犯罪やトラブルに巻き込まれる事案、ネット上での誹謗中傷やいじめなどの事案が増加するとともに、ネット依存も社会問題となるなど、情報モラルの向上が求められています。

- 三重県における携帯電話やスマートフォンの所有割合は、小学6年生で53.1%、中学3年生で81.7%となっています。普及に伴い、携帯電話等に依存し、手放せない子どもたちが増加することが懸念されており、適切な情報モラル・リスク教育が求められています。

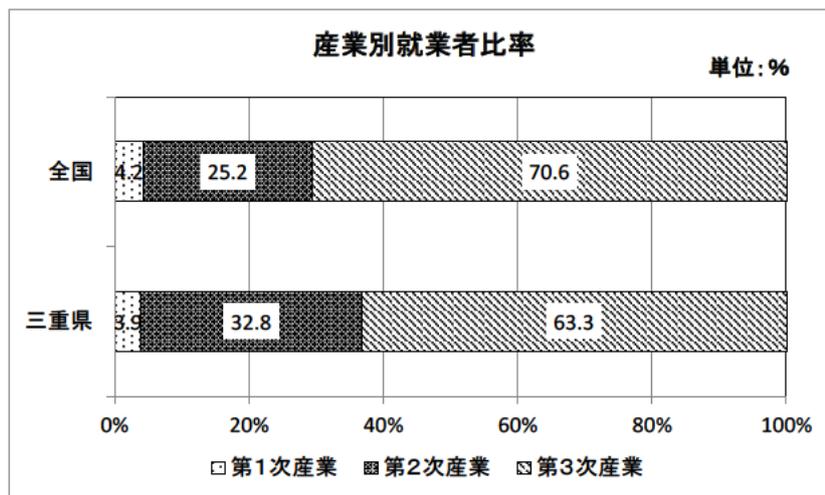


出典：平成26年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(4) 産業構造、雇用環境の変化

(産業別就業者の状況)

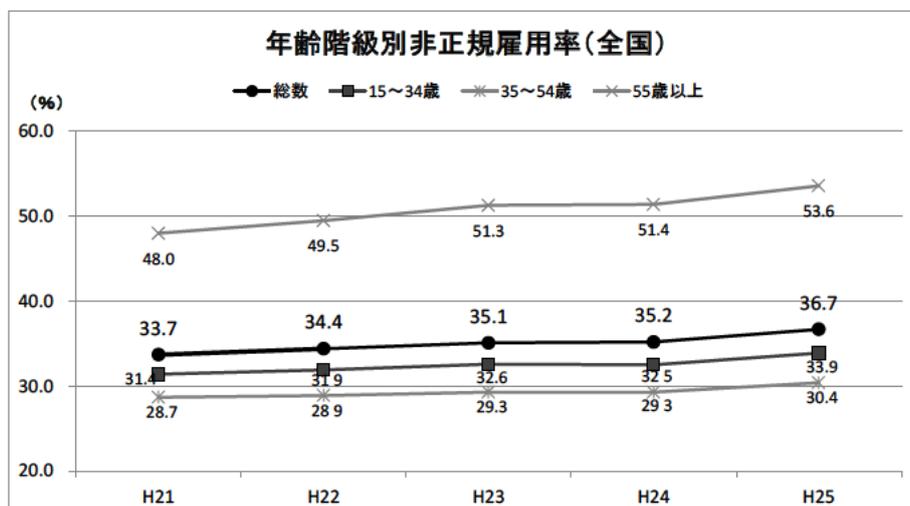
- 我が国の産業構造は、第2次産業、第3次産業を中心とした産業構造となっており、就業者比率は第2次産業と第3次産業で95.8%を占めています。
- 三重県の産業別就業者は全国と同様、第3次産業の割合が最も高いものの、全国平均と比較すると第2次産業に就業する者の比率が高くなっています。



出典：平成22年国勢調査（総務省）

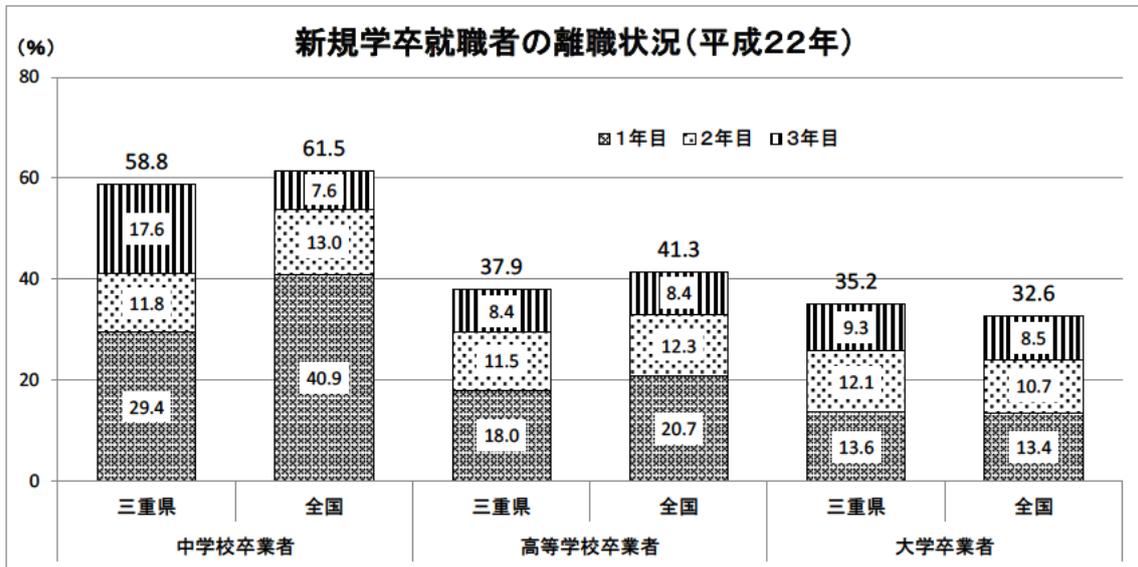
(雇用環境の状況)

- 雇用環境の面においては、終身雇用・年功序列といった雇用慣行が変容し、パート、アルバイト、派遣社員など非正規就業者の割合が年々増加しており、労働者の3割以上を占めるに至っています。若年無業者（いわゆるニート）や早期離職の増加、求人と求職のミスマッチなどが課題となっており、学校教育においては、キャリア教育や職業教育の充実、学校とハローワークの連携強化などが求められています。



出典：労働力調査（総務省）

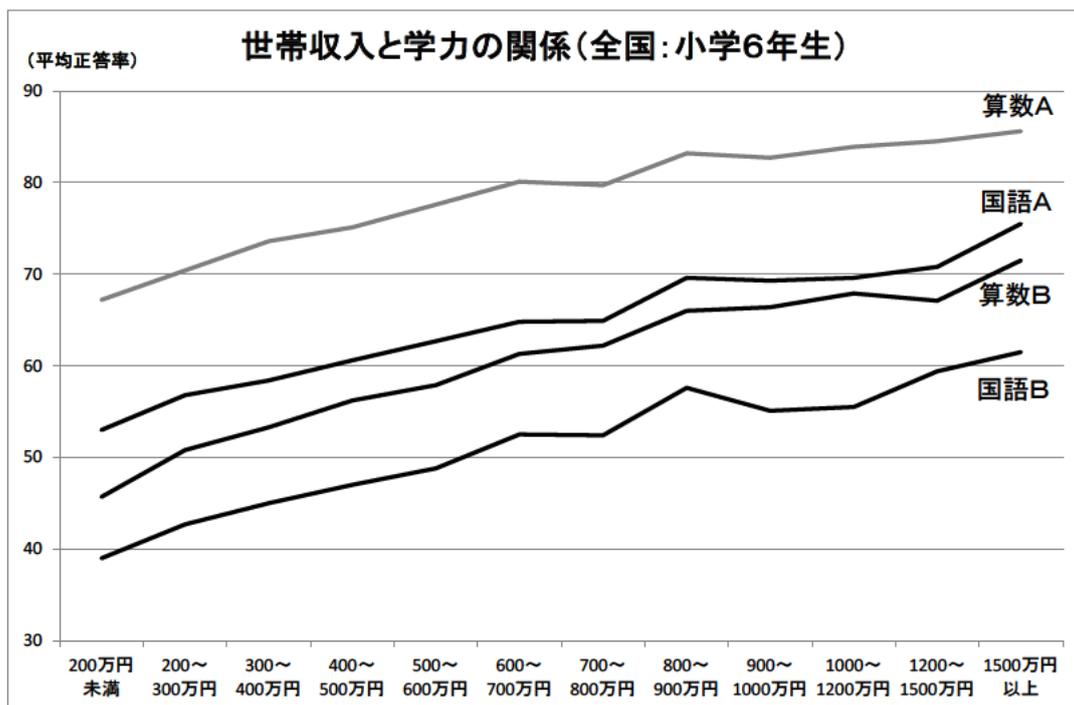
- 三重県における新規学卒者の離職の状況を見ると、中学卒業者の約59%、高等学校卒業者の約38%、大学卒業者の約35%が卒業後3年以内に離職しています。

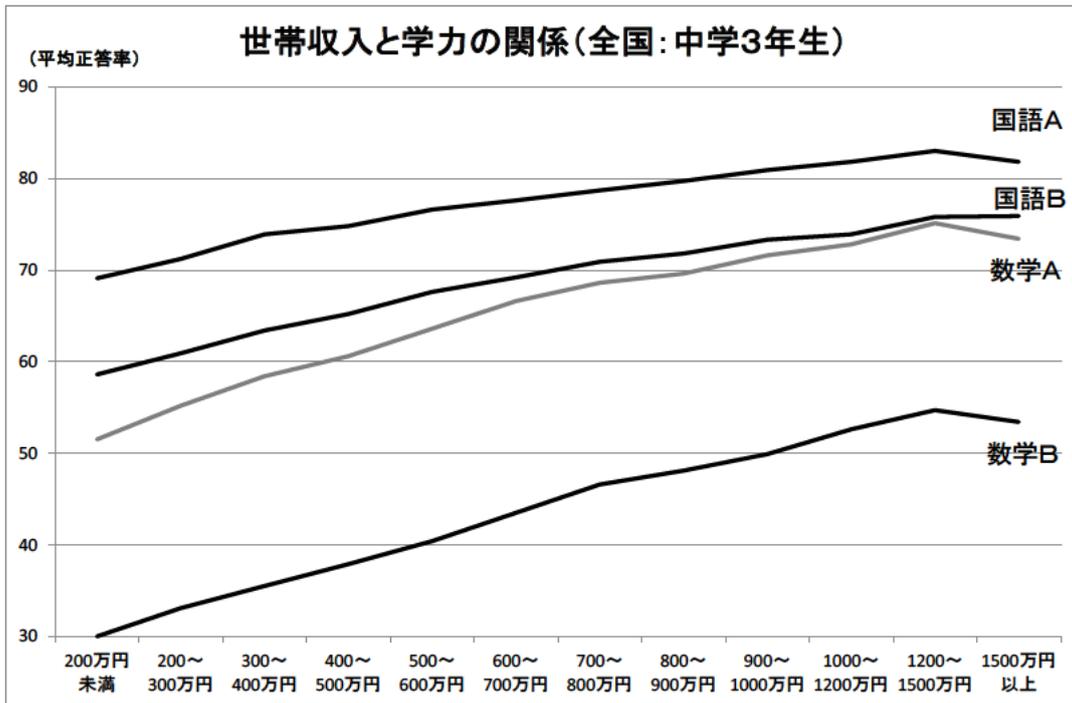


出典：在職期間別離職状況調査（厚生労働省）

(5) 学力格差と貧困の連鎖

- 我が国においては、所得格差が広がる中、親の教育水準や所得など生まれ育った環境により受けることのできる教育に格差が生まれるなど、教育機会が不平等化しているのではないかと指摘があります。また、学力格差が原因となって、貧困の連鎖が生まれるなど悪循環が生じているとの指摘もあります。





※国語A、算数A、数学Aは主として「知識」に関する問題、国語B、算数B、数学Bは主として「活用」に関する問題

出典：全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究（国立大学法人お茶の水女子大学）に基づき作成

(6) 子どもたちの安全確保への対応

- 平成 23 年に発生した東日本大震災では、想定を超える津波の発生等により、これまでの学校の防災教育・防災対策の根本的な見直しが必要となりました。防災教育や学校施設の耐震化など一層の取組が求められています。
- 三重県における建物の耐震化率は、県立学校で 100%、公立小中学校で 98.5%、公立幼稚園で 100%となっています。一方、外壁、天井材などの非構造部材の耐震化は今後の課題となっています。

学校施設の耐震化等状況（三重県）

	校舎・屋内体育館耐震化率	非構造部材耐震対策実施率
県立学校	100%	13.5%
公立小中学校	98.5%	35.6%
公立幼稚園	100%	31.0%

平成 26 年 4 月現在

出典：三重県教育委員会調べ

- 登下校中の子どもたちが巻き込まれる交通事故や事件が全国的に相次いでいることから、学校や通学路における子どもの安全確保が求められています。

2 三重の教育宣言

(県民総参加の教育へ向けて)

教育を取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。この多様化・複雑化する環境変化に対応し、三重の子どもたちの輝く未来づくりを進めていくためには、学校、家庭だけでなく、地域社会全体がこれまで以上に教育に携わっていくことが重要です。

地域社会全体での教育への取組、すなわち、県民総参加の教育をより一層進めていくために、三重の教育の今後の方向性を以下のとおり、「**三重の教育宣言**」として掲げ、「**三重県教育ビジョン（仮称）**」の基本理念とします。

「三重の教育宣言」における、「私たち」とは、学校、家庭、地域を含んだ県民全体を示しています。教育ビジョンでは、「三重の教育宣言」を、「私たち」全員の宣言として位置づけることで、県民一人一人が、それぞれの役割や立場に応じて、主体的に三重の教育に関わっていくとの決意を表しています。

三重の教育宣言

～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～

私たちは、すべての子どもたちの輝く未来づくりに向けて、子どもたちに「自立する力」、「共に生きる力」、「創造する力」を育み、その大いなる可能性を引き出します。

そのため、子どもたちを信じ、県民総参加で三重の教育に取り組むことを宣言します。

- 1 子どもたち一人一人の個性を伸ばし、確かな学力と健やかな体を育みます
- 2 子どもたちに三重を愛する心や、自らを律し、人を思いやる心など豊かな心を育みます
- 3 子どもたちがグローバルな視野を持って夢に挑戦する力を育みます
- 4 子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる教育環境を創ります
- 5 家庭や地域と共に開かれた学校づくりを進めます
- 6 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境を創ります

第2章 重点取組方針

1 重点取組方針の考え方

三重の教育を取り巻く課題は多岐にわたっています。子どもたちの輝く未来づくりに向けて、子どもたちの可能性を引き出すために優先度の高い課題や、10年先を見据え、いま手を打っておくべき課題を「重点取組方針」として掲げ、計画期間中に特に注力して取り組んでいきます。

「重点取組方針」は、第4章で位置づけている「施策」の取組を横断的、あるいは深化させる形で再編成することで、課題に対して効果的な取組としていきます。(具体的な内容は、今後お示しします。)

2 計画期間中に特に注力する課題

(1) 学力の向上

本県の全国学力・学習状況調査の結果は、全国平均よりも低い状況にあり、子どもたちの学力の定着や向上が課題となっています。また、変化の激しい時代にあって、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究する力や、成果を表現し実践に活かしていける力を、子どもたちに育むことが求められています。

(2) 体力の向上と学校スポーツの推進

平成30年度に、本県を中心とした東海ブロックで全国高等学校総合体育大会を開催することや、平成32年には東京オリンピック・パラリンピック、平成33年には三重県で国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催が予定されていることなどから、子どもたちの体力の向上に取り組むとともに、学校スポーツの推進を図る必要があります。

(3) グローカル人材²の育成

グローバル化が進む中、世界にあっても、地域にあっても、グローバルな視野を持つことや郷土の魅力を知ることが求められています。また、小学3年生からの外国語活動の導入が検討されるなど、英語教育の強化が求められています。

² グローカル人材：グローバルとは、グローバル（地球的）とローカル（地域的）を組み合わせた造語。グローカル人材とは、「地球的な視野で考えながら、自分の地域で活動できる人材」、「地域や異文化に対する深い理解を持ちながら、地球的な規模で活動できる人材」の意味で用いています。

(4) 特別支援教育の推進

発達障がいを含む、特別な支援を必要とする子どもたちが増加傾向にあり、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場とともに学ぶ「インクルーシブ教育システム」を構築することが求められています。

(5) 誰もが安心できる学び場づくり

地震や風水害などの自然災害の発生が危惧されています。また、いじめ問題、貧困の連鎖などの課題を踏まえ、子どもたちが安心して学習できる環境を整える必要があります。

第3章 基本施策

基本理念「三重の教育宣言」を具体的に展開するために、次の6つの「基本施策」を推進します。

1 確かな学力と社会への参画力の育成

子どもたちが将来社会に出たときに、自ら未来を切り開き、他者と協力しながら、社会を生き抜いていけるよう、子どもたちの確かな学力と社会への参画力の育成が求められています。

そのため、「学力の育成」、「特別支援教育の推進」、「外国人児童生徒教育の充実」、「グローバル人材の育成」、「キャリア教育の充実」、「情報教育の推進とICTの活用」、「幼児教育の充実」の各施策に取り組みます。

2 豊かな心の育成

他者とのつながりや社会、自然環境、郷土との関わり合いの中で、豊かな心をもった子どもたちが育つことが求められています。

そのため、「人権教育の推進」、「道徳教育の推進」、「郷土教育の推進」、「環境教育の推進」、「文化芸術活動・読書活動の推進」の各施策に取り組みます。

3 健やかな体の育成

子どもたちが生涯にわたって、たくましく生きるために、生活習慣や運動習慣を確立し、体力をつけるなど、健やかな体を育成する必要があります。

そのため、「健康教育の推進」、「食育の推進」、「体力の向上と運動部活動の活性化」の各施策に取り組みます。

4 安全で安心な教育環境づくり

自然災害、通学時における事件・事故の発生など、子どもたちの安全・安心が脅かされる事案への懸念が高まっています。また、学校でのいじめや暴力、不登校や中途退学、教育的に不利な環境にある子どもたちへの支援など、安全・安心にかかる諸課題への対応も求められています。

そのため、「防災教育・防災対策の推進」、「子どもたちの安全・安心の確保」、「いじめや暴力のない学校づくり」、「居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）」、「高校生の学びの継続（中途退学への対応）」、「学びのセーフティネットの構築」の各施策に取り組みます。

5 信頼される学校づくり

社会情勢の変化等に伴い、学校や教職員に対する期待やニーズが増加・多様化しており、信頼される学校をつくることが求められています。

そのため、「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」、「教職員が働きやすい環境づくり」、「学校の特色化・魅力化」、「開かれた学校づくり」、「学校施設の充実」の各施策に取り組みます。

6 多様な主体による教育の推進と文化財の保護

多様化・複雑化する教育ニーズに対応するため、学校と家庭、地域それぞれがより一層連携を深め、県民総参加で教育に取り組んでいく必要があります。

そのため、「家庭の教育力の向上」、「社会教育の推進と地域の教育力の向上」、「文化財の保存・継承・活用」の各施策に取り組みます。

第4章 施策

6つの「基本施策」を具体的に展開するため、29の「施策」により、取組を進めます。（※施策の取組内容及び数値目標は、今後お示しします。）

施策体系

基本施策	施策
1 確かな学力と社会への参画力の育成	(1) 学力の育成
	(2) 特別支援教育の推進
	(3) 外国人児童生徒教育の充実
	(4) グローバル人材の育成
	(5) キャリア教育の充実
	(6) 情報教育の推進とICTの活用
	(7) 幼児教育の充実
2 豊かな心の育成	(1) 人権教育の推進
	(2) 道徳教育の推進
	(3) 郷土教育の推進
	(4) 環境教育の推進
	(5) 文化芸術活動・読書活動の推進
3 健やかな体の育成	(1) 健康教育の推進
	(2) 食育の推進
	(3) 体力の向上と運動部活動の活性化
4 安全で安心な教育環境づくり	(1) 防災教育・防災対策の推進
	(2) 子どもたちの安全・安心の確保
	(3) いじめや暴力のない学校づくり
	(4) 居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）
	(5) 高校生の学びの継続（中途退学への対応）
	(6) 学びのセーフティネットの構築
5 信頼される学校づくり	(1) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
	(2) 教職員が働きやすい環境づくり
	(3) 学校の特色化・魅力化
	(4) 開かれた学校づくり
	(5) 学校施設の充実
6 多様な主体による教育の推進と文化財の保護	(1) 家庭の教育力の向上
	(2) 社会教育の推進と地域の教育力の向上
	(3) 文化財の保存・継承・活用

第5章 ビジョンの実現に向けて

1 教育ビジョンの周知

三重の教育は、学校・家庭・地域が一体となった、県民総参加で進めていく必要があります。教育ビジョンの理念や施策については、子どもたちや保護者、教育関係者、企業、地域住民などの理解と協力を得ながら、着実に進めていきます。

そのため、県民に対する教育ビジョンの周知活動をリーフレットやホームページなどを活用しながら、推進します。

2 教育ビジョンの進行管理

教育ビジョンの的確な進行管理にあたっては、毎年、数値目標の達成状況や取組の進捗状況に基づく自己評価結果を、県議会をはじめ、総合教育会議、三重県教育改革推進会議など関係会議等に報告するとともに、ホームページでも公表します。

また、会議等での意見を踏まえて取組の改善を行い、次年度以降の施策展開に生かすなど、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を行います。